

月報

1989 5 月号



シンガポール日本商工會議所

PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

〈目次〉

(1989年5月号)

消費税のポイント	高山 宜門..... 1
7割の企業が黒字経営、全業種にわたり 労務問題に悩む ～88年日系製造業調査より～	(ジェトロ・シンガポール・センター) 末田 正幸..... 6
中国人進出よもやま	今中 太郎.....17
経営研究委員会の報告	31
シンガポールをあとにするをあたって (商工発展有限公司) 森本 高行.....	35
会員紹介	(株) 後楽園スタジアム、 シンガポール明治生命投資) 36
理事会の動き	38
4月の主な経済記事	42
広報欄	48
資料案内	50
編集後記	 52

消費税のポイント

日本国公認会計士

高山 宜門

前は、消費者の立場から「納税義務者は誰か」ということで、消費税の仕組みを考えてみましたが、今回は、逆に事業者の立場から、事業者にとって重要なポイントである、「仕入税額控除」に焦点を絞って消費税の基本的な仕組みを考えてみたいと思います。

2 仕入税額控除

①消費税対策と「仕入税額控除」

事業者が納付すべき消費税額は一般的には次の算式によって計算されます。

$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税期間の課税売上高} \times 3\%}{(\text{売上に係る消費税額})} - \text{「仕入税額控除」}$$

ここで「仕入税額控除」額は、「課税期間における課税仕入高×3%」で計算されます。従って一旦、課税業者となってしまった段階では、如何にスムーズに消費税を転嫁するか、ということと同時に「仕入税額控除」を如何にして最大にするか、ということが事業者にとっての消費税対策の基本となります。すなわち、課税対策期間における仕入高に占める課税仕入高の割合を如何に増加させ、結果として「仕入税額控除」を最大にするか、ということが事業者にとっての消費税対策の重要なポイントとなるわけです。

卑近な例をとれば、得意先へのお中元に、非課税仕入とされている商品券を持っていくよりも、課税仕入とされている現物、例えば洋酒等を持っていく方が、納付すべき税額が少なくなります。又、「不課税」取引とされ課税仕入高に含まれない人件費を外注等を積極的に利用することにより圧縮し、人件費の代りに課税仕入とされている「加注加工費」等を計上することにより、消費税負担を軽減するということも「仕入税額控除」を最大にするという観点から検討すべきものとなります。消費税対策は、法人税等のように経理課員が一人コッコやるものでもなく、経営者・従業員の一人一人が、それぞれの分野で日々行なっていくものだということも先程の例からお解り頂け

たことと思います。

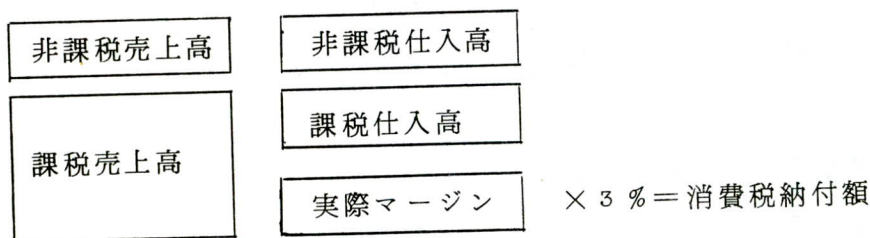
ところで、「仕入税額控除」を考える場合、どうしても、課税仕入高とは何か、又は非課税仕入高とは何か、というややこしい問題につきあたります。

この話をする前に、「仕入税額控除」について知っておくべき事項が二、三ありますのでそれを先に説明しておきます。

②「課税・非課税区分経理」の必要性

消費税の納付額は、「課税売上高に係る消費税－仕入税額控除」で計算されますが、これは個々の取引毎に計算される訳ではなく、一定期間内における課税売上高と課税仕入高とを対応させて計算されます。現実の事業活動は、多種多様な取引が同時併行的に進行しており、従って税額の計算も、かたまり(集合)として存在するそれらの取引を全体として把握し計算することになります。

これを、企業会計的な考え方を取り入れて図示しますと、次のようになります。



このことは、何を意味するかといえば、一つは消費税の計算は企業活動の全領域に関係するものであること、又それ故に予め、非課税売上高、非課税仕入高をキチンと区別して処理しておかない限り税額計算も出来ないことになる、ということです。

③「仕入税額控除」計算と企業会計との相違

ここで、企業会計を御存知の方に注意して頂きたいことが二つあります。

一つは、ここでいう「仕入高」とは、企業会計において仕入とされる棚卸資産(商品・原材料等)の購入の他、建物、機械等の購入賃借、外注加工費及び広く販売費・一般管理費、営業外費用とされる各種サービスの対価を含む幅広い概念であるということです。

他の一つは、これは重要な点ですが、所謂期間対応は全く必要がないということです。すなわち、企業会計においては、「費用の期間対応」は大命題

ですが、消費税計算では、この「期間対応」は、全く考慮されることなく、仕入れた時点又は、経費等を支払った期間において全額仕入高等として仕入税額控除の計算対象とする点です。

最後に、あと一点前回の売上税法案の場合と根本的に異なる点について補足しておきます。

④非課税業者からの仕入

「仕入税額控除」とは、基本的には、前段階で納付された消費税の累積を防ぐ制度であり、従って前段階での消費税課税を前提にしています。しかし今回の消費税法では、前段階で実際に消費税が課されるか否かについては一切不問にし、課税対象取引である限り、全て前段階で消費税が課されているものと看做して税額計算をしてもよいこととされています。

つまり、非課税業者等からの仕入であっても、課税取引とされている限り、消費税が課されているものと考え、税額控除が可能な制度となっています。

やっと、「非課税売上高」、「非課税仕入高」とは何かについての説明に辿りつきました。

⑤課税売上高・課税仕入高

まず、非課税売上高ですが、非課税売上の代表的なものが「輸出売上」です。これは、消費税が国内消費を対象としている関係から当然課税免除（ゼロ税率での課税）とされています。その他の非課税売上高には、どんなものがあるか。これは見方を逆にして、どんな取引が「仕入税額控除」の対象となる取引か、という観点から説明します。すなわち、「仕入税額控除」の対象とならない物品又はサービスの提供が、まさに非課税売上高だからです。

以下の説明の理解を助けるため、説明内容を図解しておきます。

課税仕入高（取引）

「事業として、対価を得て行なわれる資産等の譲渡」ほとんどすべての国内取引が課税取引です。

非課税仕入高（取引）

不課税取引

非課税取引

はじめから消費税の課税要件に該当しないもの課税対象ではあるが政策的配慮により、消費税が課せられないもの（非課税）

③課税仕入高

原則からいきます。まず「仕入税額控除」の出来る代表は以下のものです。

①当期の商品仕入

「売上原価」ではなく仕入高です。従って期末に在庫として残っている商品等に係る消費税も控除の対象になります。

②建物・機械等の固定資産取得価額（土地の購入は非課税）

企業会計上、これらの取得価額は、減価償却制度を通じて費用化されていきますが、消費税法においては、取得時の仕入税額控除の対象とされます。

③消耗品、広告宣伝費、光熱費、交通費、販売手数料、通信費等の販売費・一般管理費

これらの費目についても、所謂前払・未払等の期間対応計算を行う必要はなく実際支払額が、計算対象とされます。

④交際費（慶弔金のような現金支払い、商品券等の購入を除く）

消費税は、消費に対して課されるものであり、商品券等のような物品の給付請求権については消費税は課されておらず、従って税額控除の対象となる仕入高には含まれません。

⑤旅費交通費（日当を含む）、通勤手当

ただし、海外出張のために支給する旅費・日当は、原則として課税仕入に該当しません。

⑥家賃（地代は非課税）、リース料

リース料でも、所謂ファイナンス・リースの場合で、金利相当額が契約書に明示されている場合、その金利相当部分は非課税仕入です。

⑦人材派遣料

⑩非課税仕入高－不課税取引、非課税取引

次に「仕入税額控除」が出来ないものの例を説明します。消費税法の理屈からいうと、その性格から「不課税」仕入高と、「非課税」仕入高の二つに分れますが、実務ではこれらを総称して「非課税仕入高」と呼んでいます。

消費税は、「事業として、対価を得て行われる資産の譲渡等」（これが課税要件です。）に課税されますが、この条件にあてはまらないため、そもそも消費税の課税対象から外れるものがあります。このようなものを「非課税」と

区別し「不課税」取引と呼んでいます。

「不課税」仕入の代表例は以下のものです。

①賃金・給料・アルバイト料等の人件費、これらは、「事業」でなく不課税とされています。

②試供品、サンプル品等の得意先への贈与、株式配当金、保険金、損害賠償金、寄付金、敷金、保証金等。

これらは、いずれも「対価性」がなく不課税とされています。

③租税公課、減価償却費

④支払保険金、支払配当金

⑤貸倒引当金、債権償却特別勘定、退職給与引当金等の企業会計における計算上の費用

国内で行なわれる取引の中には、消費税の課税要件に該当しますが、その取引の性格からみて課税対象とすることになじみにくいもの、社会政策的な配慮から課税対象としていないものがあります。このような取引については、「非課税取引」として消費税が課税されておきませんので、当然仕入税額控除の対象となる仕入高からは除外されます。

消費に負担を求める消費税の性格からみて課税対象とすることになじみにくいものの主要な例として

①土地の譲渡・貸付

②社債・株式の譲渡

③利子・保証料・保険料等

④商品券・プリペイド・カード等の譲渡等があり、社会政策的配慮から非課税取引とされているものには

①社会保険医療

②一定の社会福祉事業等

③一定の学校の授業料・入学検定料の三つの項目があります。

以上で、消費税の仕組みについての簡単な説明が終わりました。一度、会社の全ての取引を非課税・課税売上及び非課税・課税仕入高に分解し、会社の消費税法上の実際マージンがどうなるか、どの程度の消費税を納付すべきかについて概算してみてください。そうすることによって、「課税仕入高」とは何かという問題グッと身近なものになる筈です。

7割の企業が黒字経営、全業種にわたり労務問題に悩む ～88年日系製造業調査より～

ジェトロ・シンガポール・センター

末田 正幸

ジェトロ・シンガポール・センターでは前年に引き続き、当地で操業中の日系製造業企業の協力を得て88年末、最近の業績、部品調達状況、経営上の問題点などに関するアンケート調査を行った。

今回の調査では当地で操業するメーカー137社から回答を得た。このうち4社は2業種にわたって生産活動を行っており、業種別にみた回答企業総数は141社である。

それによると、好調な景気を反映して、最近の業績では7割の企業が黒字、また、1年前との比較では8割弱の企業が業績向上としている。一方問題点としては全業種にわたって「労務問題」がトップに挙げられ、政府による外国人労働者雇用への規制強化に対し強い不満が多くみられた。以下、調査結果をご紹介します。

1. 業種別進出企業数

食料品8社、繊維2社、出版・印刷1社、化学17社、ゴム製品1社、セラミック2社、非鉄金属3社、金属製品18社、一般機械3社、電子・電機62社、輸送機械3社、精密機械4社、その他17社、合計141社

2. 資本規模（授権資本）（回答企業総数128社）

シンガポールでは製造業の場合資本金800万シンガポール・ドル以下の企業が中小企業に分類されるので、800万Sドルを規模別分類の一応の目安とした。

① 800万Sドル以下 101社（78.9%）

② 800万Sドル超 27社（21.1%）

当該業種進出企業全体に占める資本金800万Sドル超の企業の比率の高い業種はゴム製品（100%）、一般機械（33.3%）、化学（28.6%）、

電子・電機（26.8%）一方、繊維、出版・印刷、セラミック、非鉄金属、輸送機械、精密機械への進出企業の資本金はいずれも800万Sドル以下である。

3. 業態（回答企業総数124社）

①製造および販売に従事 103社

②製造業のみに従事 21社

うち販売は日系別会社 14社

うち販売は現地別会社 7社

食料品、繊維、出版・印刷、ゴム製品、セラミックではすべての企業が製造とともに販売業務を行っており、また、電子・電機でも39社中38社が製造・販売業務に従事している。

一方、製造業務のみに従事する企業の比率の高いのは化学（当該業種進出企業全体に占める製造業務のみに従事する企業の比率36.4%）、非鉄金属（同60.0%）である。

製造業務に専念し、販売は別会社に任せている企業の販売委託先を業種別にみると、金属製品、一般機械、電子・電機、輸送機械、精密機械ではすべて販売は日系企業が行っている。

4. 設立、操業開始時期（回答企業総数135社）

（便宜上、85年以前、および円高が急激に進んだ86年以降に分けて集計。

①設立

1985年以前 109社

1986年以降 26社

②操業開始時期

1985年以前 107社

1986年以降 28社

業種別に当該業種に属する企業全体に対する85年以前に進出した企業の比率をみると、食料品、繊維、セラミック、一般機械、輸送機械（以上100%）化学（88.2%）、金属製品（93.8%）、電子・電機（78.0%）、精密機械（33.3%）、その他（82.4%）である。これに対し、出版・印刷、

ゴム製品、非鉄金属ではいずれの企業も 86 年以降に進出している。

5. 進出形態（回答企業総数131 社）

①日本企業の 100 % 子会社 97 社

②地元企業との合併 34 社

進出企業全平均で 4 社に 1 社が合併である。

製造業を対象として 86 年に行われたセンサスによると、シンガポールで操業する製造業の形態は完全地元企業 69.8 %、地元企業と外資との合併 15.7 %、完全外資 14.5 % である。これを外資関係分だけ取り出してみると合併 52.1 %、外資 47.9 % であり、平均 2 社に 1 社が合併である。

日系製造業全体でみた時、他国企業と比べて日本からの進出企業に合併形態が少ないのは日系企業の中には海外進出先としてシンガポールを選んだ理由として出資規制がないことを挙げる企業が多いことも関係しよう。調達原材料の入手先がマレーシアであるため、もともとはマレーシアに 100 % 出資で進出したかったが、出資規制の壁に阻まれて進出先を当地に変更した日系企業も少なくないといわれている。特に、その企業が高度のノウハウを有している場合にこの傾向が強く、これらの企業にとってマレーシアからの原材料調達に要するコストの増加分は、ノウハウを守るための一種の保険料であろう。

合併の比率の高いのは、化学（全体の 47.1 %）、セラミック（同 50.0 %）、金属製品（同 47.1 %）、輸送機械（同 66.7 %）。これに対し、進出企業数の最も多い電子・電機での合併企業の比率は 12.7 % 全平均の半分である。

進出企業がすべて日本企業の 100 % 子会社という業種は出版・印刷、ゴム製品、および精密機械である。進出企業が合併のみという業種はない。

6. 従業員数、役員数（回答企業総数138 社）

	従業員数（うち日本人）	役員数（うち日本人）
食料品	521 人（34 人）	41 人（33 人）
繊維	137 人（5 人）	10 人（3 人）
出版・印刷	55 人（4 人）	3 人（3 人）

化 学	1,583 人 (164 人)	65 人 (47 人)
ゴム製品	267 人 (4 人)	4 人 (3 人)
セラミック	310 人 (7 人)	10 人 (6 人)
非鉄金属	728 人 (19 人)	14 人 (12 人)
金属製品	1,835 人 (75 人)	82 人 (57 人)
一般機械	878 人 (20 人)	13 人 (11 人)
電子・電機	31,937 人 (497 人)	452 人 (247 人)
輸送機械	1,095 人 (24 人)	6 人 (6 人)
精密機械	827 人 (25 人)	22 人 (12 人)
その他	4,295 人 (59 人)	256 人 (47 人)
合 計	44,468 人 (937 人)	978 人 (487 人)

最大の従業員数を抱えるのは電子・電機で日系メーカー従業員総数の 71.8 % と圧倒的に多くの従業員を雇用している。日系メーカー総数に占める電子・電機メーカーの比率は 44.0 % であり、同業種では 1 社当たり全業種平均の約 1.6 倍の従業員を有していることになる。

役員数では日本人が全体のほぼ半分 (49.8 %) を占める。このうち繊維では役員総数に占める日本人以外の役員の比率が 7 割と高く、他の業種に比べて役員の現地化が進んでいる。

前回 (87 年末) の調査結果 (回答企業数 150 社、従業員総数 4 万 521 人) と比べると、アンケートへの回答企業数が 6.0 % 減ったにもかかわらず、回答企業の有する従業員総数は 9.7 %、3,947 人増えている。増加数の多いのは大型ブームの続く電子・電機で 5,270 人増えた。

これに対し食料品ではアンケート回答企業が増えたものの (7 社 → 8 社)、従業員数は 618 人から 521 人へと減少した。シンガポール全体の食品産業においては、80 年から 86 年にかけて企業数は 278 社から 288 社に増えたが、この間に従業員数は 1 万 53 人から 9,622 人に減り、食品産業は最も合理化が進められている産業の 1 つである。但し、今回の日系企業の調査結果についていえば、従業員数に減少がみられたのは前回調査で対象となっていた多数の従業員を擁する A 社が今回の調査結果に含まれて

いないことが主因である。また、日系企業内では増産のため従業員を大幅に増やしているところもあり、必ずしもシンガポール全体での食品産業にみられる合理化の動きと一致したものではないと考えられる。

7. 最近の業績（回答企業総数132 社）

①黒字 93社（70.5%）

②収支均衡 26社（19.7%）

③赤字 13社（9.8%）

過熱気味ともいえる好調な景気を反映して7割を越す企業の収支が黒字を記録している。一方、最近の業績について赤字と回答のあった企業の業種は、化学（当該業種に属する企業のうち赤字と回答した企業の比率21.4%）、金属製品（同6.3%）、電子・電機（同11.9%）、精密機械（同25.0%）、その他（同6.3%）である。

最近の業績を1年前と比較した回答結果は次の通り（回答企業総数134社）。

①向上 105社（78.4%）

②変わらず 21社（15.7%）

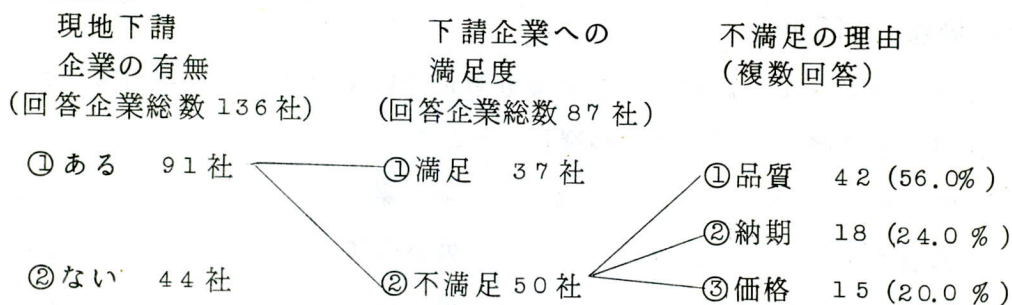
③悪化 8社（6.0%）

シンガポールの景気は85年に大不況に陥ったが、86年後半に回復の兆しをみせた後、87年は本格的拡張過程、88年は絶好調という展開をみせている。前回の調査時点から今回の調査時点にかけてシンガポール経済は景気循環の山に近い拡張期にあり、業績は向上したとする企業が全体の8割近くあることはそれを裏付けているといえよう。

一方、業績が悪化したと回答した企業のあった業種は、化学（当該業種に属する企業のうち悪化と回答した企業の比率13.3%）、電子・電機（同6.9%）、その他（同5.9%）などである。

8. 部品調達

部品調達、下請け等についての回答結果は、次の通り。



業種別に企業総数に占める下請保有企業数の比率をみると、食料品 25.0 %、繊維 0 %、出版・印刷 10.0 %、化学 35.3 %、ゴム製品 0 %、セラミック 5.0 %、非鉄金属 33.3 %、金属製品 55.6 %、一般機械 66.7 %、電子・電機 77.4 %、輸送機械 100.0 %、精密機械 75.0 %、その他 82.4 % であり、平均 3 社に 2 社が下請け企業を有している。

下請企業に対する満足度につき回答のあった 87 社のうち 57.5 % に相当する 50 社が「不満」と答えている。品質への不満が全体の 56 % を占め、以下、納期 24 %、価格 20 % となっている。

進出企業の多い金属製品、および電子・電機の業種について不満の内訳をみると、前者では品質と納期への不満がともに 36.4 %、価格 27.3 %、後者では品質 62.2 %、価格、納期ともに 18.9 % である。

なお、業種別にみた下請保有企業数に占める不満を持つ企業の比率は、食料品 100 %、出版・印刷 0 %、化学 50.0 %、セラミック 100 %、非鉄金属 100 %、金属製品 50 %、一般機械 50 %、電子・電機 54.2 %、輸送機械 33.3 %、精密機械 66.7 %、その他 57.1 %。

9. 輸出比率

全体の 8 割強に相当する 119 社が輸出を行い、いずれの業種でも輸出活動が行われている。輸出を行っている企業の平均輸出比率（販売総額に占める輸出額の比率）は、食料品 82.7 %、繊維 62.5 %、出版・印刷 20.0 %、化学 57.6 %、ゴム製品 98.0 %、セラミック 90.0 %、非鉄金属 15.3 %、金属製品 35.9 %、一般機械 47.0 %、電子・電機 66.1 %、輸送機械 88.3 %、精密機械 76.3 %、その他 54.2 % であり、業種当たり平均の輸出比率は 61.1 % である。

10. 経営上の問題点

企業経営の上で対応に困っている分野については次の回答が得られた（複数回答。各企業は下記より3つ選択）

労務問題	101 (26.6%)	金融	4 (1.1%)
為替変動	54 (14.2%)	外資政策	3 (0.8%)
人・ポストの 現地化	41 (10.8%)	模造	3 (0.8%)
品質管理	41 (10.8%)	国産化義務	1 (0.3%)
競争・競合	33 (8.7%)	関税	1 (0.3%)
ビザ	28 (7.4%)	合併相手	1 (0.3%)
市況	19 (5.0%)	インフラ	0 (0.0%)
技術移転	17 (4.5%)	資本の現地化	0 (0.0%)
外国為替	12 (3.2%)	その他	14 (3.7%)
税制	7 (1.8%)	計	380 (100%)

前回調査ではG5以降円高の急展開期とあって、為替変動が経営上の問題点の筆頭に挙げられていたが、今回は労働需給が極めて逼迫している事態を反映して、労務問題が全体の26.6%でトップになった。

シンガポール経済は88年の成長率11.0%を記録し、景気は好調を極めていいる。このため雇用情勢は失業率3.3%（88年央）と完全雇用状態にあり、空前のブームの続く電子・電機を中心に労働力の絶対的不足が続いている。

このような情勢にもかかわらず政府は88年11月、外国人労働者雇用税引き上げ（89年1月より実施）と外国人労働者比率制限（1社当たりの外国人労働者雇用限度比率を89年12月までに、現行の50%から40%へと引き下げる）によって、外国人労働者の雇用に対する規制を強める方針を明らかにした。

政府によれば、外国人労働者の移入は月間2,000～3,000人、シンガポール国内で働く外国人労働者総数は15万人と、すでに当地製造業界で働く労働者数全体の4分の1に達している。

ワーク・パーミットで入国しているこれら外国人労働者の大部分は非熟

練労働者である。これら外国人労働者の移入を放置しておくことは、外国からの技術移転に対する障害や現在シンガポールで進められている経済構造の転換の遅れ、あるいは多額の社会的費用の発生を生じさせかねないとの差し迫った懸念がある。

このため政府では「たとえこの規制によって経済成長が妨げられることになろうとも、外国人労働者についてはコントロールしうる範囲に抑えておく必要がある」（リー・シェンロン通産相）として、規制を強化したものである。

ワーク・パーミットで働く外国人労働者のビザ更新については、既にシンガポール政府より拒否されるケースが出始めており、雇用情勢の極度の逼迫はスパイラル的な賃金上昇、ジョブ・ホッピングの増加、さらには企業間での労働者引き抜き合戦にまでつながりかねない事態を招いている。

この労務問題については本アンケート調査に回答のあったすべての業種から経営上の問題点として指摘されている。それぞれの業種について労務面で問題ありと指摘・回答のあった企業の比率は、食料品 62.5 %、繊維 100.0 %、出版・印刷 100.0 %、化学 82.4 %、ゴム製品 100.0 %、セラミック 50.0 %、非鉄金属 100.0 %、金属製品 61.1 %、一般機械 66.7 %、電子・電機 75.8 %、輸送機械 33.3 %、精密機械 50.0 %、その他 64.7 % であり、平均 7 割強の企業が労働力不足に悩んでいる。

為替変動を問題点としてあげた企業の比率は、食料品 12.5 %、繊維、出版・印刷ともに 0.0 %、化学 11.8 %、ゴム製品、セラミック、非鉄金属、金属製品いずれも 0.0 %、一般機械 33.3 %、電子・電機 6.5 %、輸送機械 33.3 %、精密機械 0.0 %、その他 17.6 % である。

経営上対応に困っている分野として第 3 位にあがった「人・ポストの現地化」についてはほぼ 3 社に 1 社がこれを指摘している。

人材の登用に際し、キー・ポスト制をすすめているシンガポール側は、行政指導により外資に対しローカル・スタッフ登用への協力を求めており、特別な能力や経験を必要としないポストの場合、ビザの発給・更新時にローカル・スタッフの登用、あるいは代替を要請するケースも多い。特

に先述の通り最近では外国人の雇用に対する規制を強化しているところから、ワーク・パーミットの更新拒否だけでなく、エンプロイメント・パスの更新についても規制が強まり、これまで2年間程度は延長が認められていたものがとりあえず1年間しか延長が認められないケースが続出している。これは全体の20%に相当する28社がビザ取得を問題点としてあげていることからもうかがえよう。

「郷に入っては郷に従え」との諺がある一方で、日本型経営、欧米型経営の優劣が論じられて久しいが、シンガポールにおいては「日本の経営方式が欧米型、シンガポール型の経営方式に劣るとは思わない」とする大手の日系電機メーカーもある。人やポストの現地化は技術やマネジメントの移転とも深く関わってくる。例えば、あるシンガポール人は、技術やマネジメントに関する責任者ポストの現地化率をもって、その企業のホスト国への技術／マネジメント移転の積極度を判断する基準とする。欧米系企業の場合、一般に各人の受け持つ作業工程、業務分担がマニュアル化されているため、本人の資質と能力に応じて責任者のポストを現地化することにあまり抵抗はない。

これに対し、日系企業では仕事はマニュアルよりもケース・バイ・ケースでの個人の判断に任せられる度合いが強く、いわゆる日本型の総合的判断力を求められるため、ポストをなかなか現地化しにくいところがある。

「人、ポストの現地化」についての今回の調査結果は、現下の環境のもとでシンガポール側からの現地化への要請がますます強くなってきていることに対する対応の難しさを反映したものといえよう。

品質管理上の問題点が前回調査と同様上位に挙げられている。政府の肝入りでQC活動が各社で積極的に推進されているにもかかわらず、依然として品質管理に悩む企業が多い。このところの労働者不足による従業員の転職率の高さも品質管理面に悪影響を及ぼし、また技術が定着しにくいとの不満の一因ともなっている。

こうした様々な問題点がある一方で、運輸・通信などのインフラ面についてこれを問題とする企業は皆無である。また、世界の自由公正貿易の旗

頭を標ぼうしている国だけであって、輸入税や国産化率についての不満は各1社から寄せられたにすぎない。

11. シンガポール政府に対する要望

企業が当地で活動を行うに当たっての各種環境の整備につき、今回のアンケート調査の中でシンガポール側、シンガポール政府に対する様々な意見、要望が寄せられたが、労働力需給の極度の逼迫を背景に政府の労働市場コントロール策を中心に非常に厳しい意見が多数みられた。また、労働集約型産業に対する理解が不足しており、高付加価値型産業構造への道をあまりにも急ぐことは正常な経済発展の阻げになるとの指摘もあった。

各企業から寄せられた意見、要望等は次の通りである。

- 外国人労働者雇用税の引き上げは労務問題が最も深刻なシンガポールにおいてマレー系中国人を締め出すことになり、雇用の確保は今後更に深刻になる。政府の望むハイテク化は自然の流れに沿って行うべきもので、敢えて行おうとすれば、多くの外資は他国に移ってゆく結果となろう(出版・印刷)
- 製造業誘致に積極的でありながら、労働力および労働者の質の確保に力が入れていない。ハイテク、オートメーション化など10年以上も先の話で、それが簡単にできるなら日本から海外への工場移転など必要がない。この点を政府は理解すべきである(化学)。
- シンガポール人が仕事の職種を選ぶため経済成長を維持してゆくためにはどうしても外国人労働力に頼らざるをえない。現在外国人労働者を締め出す方向にあるが、条件を決め、期間、人数を限定してでも外国人労働者枠を広げてゆかなければ、注文があっても時期を失して欠損を招く危険がある(ゴム製品)。
- 外国人雇用枠の規制強化は経営上最大の圧迫要因であり、突然の発表では企業経営上対応し切れない。事前に公表された形での議論があってしかるべきである(非鉄金属)。
- 外国人労働者の雇用政策につき一貫性に欠け、また長期展望に乏しい。ここでは将来的に根を張った投資活動は無理である(金属製品)。

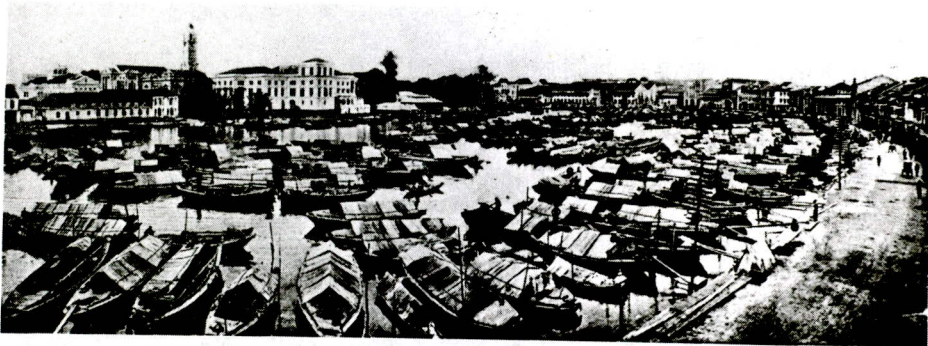
- テクニシヤンの人材集めに苦労しているので、技術訓練所の充実および訓練生の増加を望む（一般機械）
- 5 S 活動を進める中で躰が最も理解されにくい。シンガポール人は家庭ではフィリピン人のお手伝いさんに育児を任せ、学校でも勉強一筋で躰など全く身につけることがない。政府は本来の人間教育にもっと力を傾注すべきである（電子・電機）。
- 政府に対し(イ)内製化および現地調達化推進が可能となるよう構造的に地場産業を形成する、および(ロ)安定した政府が全方位外交路線をとることにより、懸念されているブロック経済化を阻止し、為替の安定を図るよう要望する（電子・電機）。
- 素材、素材加工など産業の基礎となる業種の育成・充実に努めて欲しい。「良い部品なくして良い製品なし」（電子・電機）。
- 人が育たないために中間管理者に期待が持てず、技術移転や品質の安定化がなかなかうまく進まない。人に対する投資は今までも随分とやってきたが、無駄な結果に終わっている。少くとも職業訓練校などでは、在学中に技術だけを教えるのではなく、専門職を勉強する人達の就職に対する心構えや義務などのものの考え方、取り組み姿勢といったことをもっと指導してもらいたい（自動車部品）。

本アンケート調査の実施にあたっては多くの会員企業の皆様からご協力頂きました。厚く御礼申し上げます。

中国人進出よもやま

今中 太郎

住人が百五十人ほどしかいないシンガポールへ1819年にラッフルズが上陸して70年、人口も大半が中国人にせよ、とにかく二十万人近くになった1890年（明治二十）ころから大戦勃発前の1940年頃までの半世紀間のことである。この間、香港は激動したがシンガポールは社会構造的に変化は少なく、歴史的につかみやすい期間であるが反面あまり特徴もない。そして当時の植民地政府側からみた歴史ばかりが強調されて東洋人のあまりない。



1910年ごろのシンガポールRiver. この(Tonkang) ボートのオペレータ達はすべて潮州人であった。前方左にVictory Theaterの時計塔が見える。Courtesy of National Archive, Singapore

当時、チャイナタウンは広東人の、福建街は福建人の、潮州街やボートキーは潮州人の、海南街やビーチ路、ミドル路は海南人の住むところと各省人ごとに街の色分けがなされ、インド人も現在リトルインドとよばれるセラングン路、マレー人はゲランとかカンボン（村落）という風に人種別に居住区が分れて



いたが、これはシンガポールの開拓者ラッフルズが始めた分割統治の名残りで、その後も習慣的に1950年代まで色濃く残っていたものの、しばしば人種騒

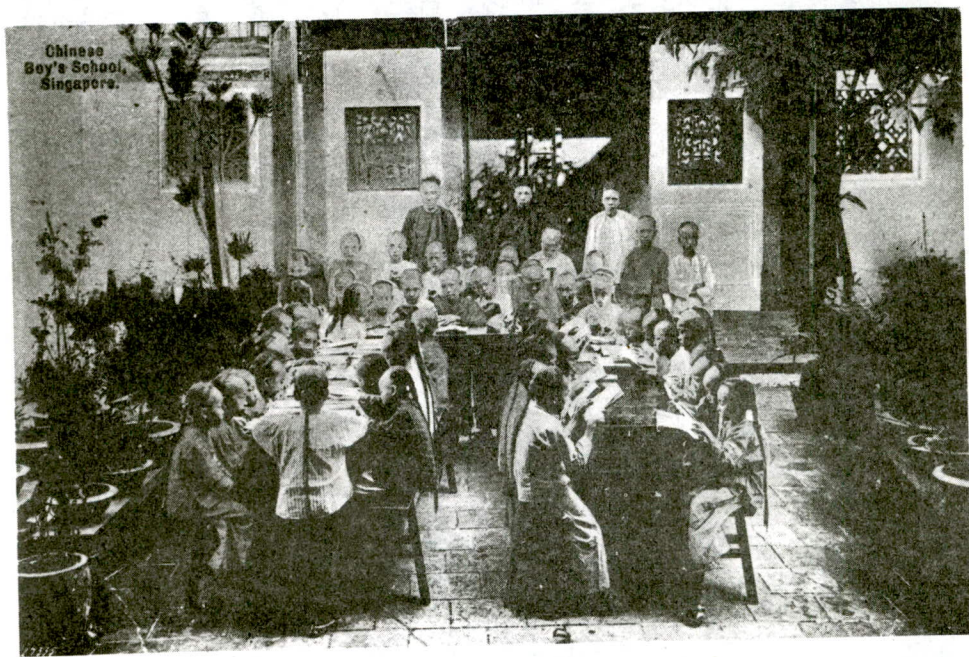
中国人とはいふものの、生れつき英語もマレー語もペラペラのプラナカン(パパ)たちはイギリス側植民地政府と一般庶民との間の橋渡しとして重要な存在であった。写真は今世紀初頭のものと思われるが、服装などからも富裕であるのがわかる。Courtesy of Oral History Dept.

動の原因になるということで現在では政府も多大の注意を払っており、今は公団住宅の割当てからそのリ・セールに至るまですべて人種別人口割合の率をくずさずにあてはめている。

分割統治

在星一、二年にすぎなかったラッフルズが実行した「分割統治」は英国人の考え方の漢訳ないし和訳であるが、その字儀は「分離しろ、その後で統治しろ」ということだ。だから漢字で分割統治といっきに読むよりも英語式にそのまま「DIVIDE AND (それから) RULE」とアンドをつけてよむほうがその意味するところがはっきりするように思われるのである。

徳川幕府の「寄らしむべし、知らしむべからず」と相通ずるところのある分割統治は人民に国家意識や同族意識、仲間意識をもたせず団結させないことにあり、そのためシンガポール・マラヤでは長年にわたって福建人、潮州人、広東人、客家人、海南人とみんながそれぞれ固有の言葉を用い、学校も各出身省のものへ通い、共通語である北京語の導入も1920年までなされなかったし、それも一部のエリートに対してだけであった。



アモイ St. にあったこの Chinese Free School は1854年に Mr Tan Kim Seng によって創立された。このような各省方言で教える学校が当時、数十校あった。この写真は1905年頃の西洋人向けの絵葉書のコピーである。Courtesy of National Archives, Singapore

いきおい各省独自の方言学校の教育内容は読み書きソロバンと徳育だけになり、教育の三大点のうち、体位向上を旨とする体育は人民団結の際には反政府武闘力になりかねないので植民地政府が続いている間はおびなりであった。シンガポールでは日本の体育高校か専門学校にあたる PHYSICAL TRAINING SCHOOL が創設されたのはここ三、四年前が始めてである。

出身省が違うということは言葉が違うということで、これは例えば福建語と広東語の違いは鹿児島弁と東北弁の差よりもずっと大きい。

我々がヨーロッパと称する土地の広さと中国大陸の広さは地図で見るとほぼ等しい。ヨーロッパは英、独、仏、伊、ベルギー、オランダ、スイス、オーストリアなどと十数ヶ国に分れているが中国は巨大な一つにまとまった国と思いがちだ。ヨーロッパの言語が全てアルファベットを基礎とし類似性はあるもののそれぞれ違っているように、中国人も漢字でまとまてはいるが各方言の違いははなはだしく、いくなれば広東国、福建国、潮州国、海南国、客家国といってもよく、また、各省の方言には漢字で表現できぬそれぞれのことばや言い回しがいくらでもある。

それに大きな省、たとえば広東省は日本の面積の半分もあり、他省とは言葉は勿論のこと、社会的にも文化的にも歴史的にも、ときには顔つきまでも違っているが、その広東語でも全世界十一億の中国人のうち中国本土、東南アジア、欧米でたった 6 千万人しか話さない。また広東省の首府の広州と福建省の首府の福州とは直線距離にしてソウルと大阪ぐらい離れており、だから当地の人には日本人と韓国人の見分けがつかないが日本人には分るように、当地の中国人にはその省別の人種がある程度までは分るようだ。

食事も広東、福建、潮州、海南と分れているがその差は関西と鹿児島の料理の差よりもずっと違っている。今はホーカーセンターのおかげで均一化されて誰でも何でも食べるようになったがそれでも各人の好みには郷土色がでる。当然、広東人は福建食をあまり食べないのは大阪人が東京のうどんを食べぬのと同じ心理だろう。

この地方性を打破するために一部の人は朝は自分の出身省系の学校、午後は

トライシャオに乗って英語学校へと、遊ぶ時間も惜しんでバイリンガルを非常な努力と犠牲の上に獲得したのである。

だから当時、高等教育であった英語習得を親の代から受けているババの家系やエリート教育の英語を習った者を別にすると、各省人の間のコミュニケーションはパサマレーと呼ばれる簡単な市場マレー語しかなく、だから他省人との結婚など思いもよらず、あれば血の雨が降りかねないロメオとジュリエットだったし、かりに結婚できても相手方の両親とはチンプンカンプン話せないということであった。こんなわけでシンガポールはその開国以来から第二次世界大戦直後までの結婚は同省人同士というのがほとんどであって、これを破るには相当の勇気がいったのである。もっとも今は英語と北京語、とりわけ英語は万能なので同省人とししか結婚しないという考え方はこの十年ぐらいの間に極端に薄まってきており、九州人と東北人の結婚にさして抵抗感がないのと同じになった。

初期の移民

十九世紀始めに欧州のうちでもアイルランド、ドイツ、スカンディナヴィア諸国からの移民が多くアメリカに押寄せほとんどが農民になった。移民熱は1880年(明13)頃に最高潮に達するがその頃は北欧と東欧、つまりイタリア、ハンガリー、チェコ、ポーランド、ロシアなどから政治的、経済的あるいはユダヤ人という理由などで移民しているもののほとんどが文盲であったので多くは勃興期の工場労働者となった。移民はいつの時代でもどこの国でも殆んどが低辺からの出発であった。朝日新聞で読んだと記憶するが、今世紀始めのニューヨークの港では移民船が欧州から着くと、その波止場から移民許可官のいるところまで長い長い階段がありそれを一気に上がってくる移民希望者は健康の証しなのでOK、階段の途中で一度二度休むのは不健康で結核の疑いがあるとして即座に欧州へ送り返したそう。当時、欧州からアメリカまでの船賃は高く、これらの移民希望者は家具財産全てを処分してのアメリカ行きだったので、このニューヨークの波止場で追い返されると中には絶望のあまり船から身投げするものもあったそう。

これは昔、ハワイやブラジルや米国本土に移民した日本人とも相通じるも

のがある。事実、アメリカ西海岸では何十万という中国人労働者に混じって日本人も二、三万人が鉄道建設の超重労働に従事しているし、昭和の始めに米人作家によって書かれた小説、例えばエラリー・クイーンの小説群の中でも日本人男女が登場してくるがその役割はほとんどが女中か、家政婦、家令、庭師であったし、かの有名なピーター・セラーズの「ピンクパンサー」の映画の中の日本人も主人公のパートナーといえはきこえはよいが実質的には家令である。

そういう点、シンガポールへやってきた戦前の日本人はからゆきさんの娼売を別にしては男性で社会の底辺から出発した人はまれである。そのからゆきさんにしても底辺のなりわいとはいえ、食うに困る日雇い労働や乞食とはジャンルが違うぜいたく人である。このためにこそシンガポールでは日本人は定着しなかったし、苦力から始まったような社会であったからこそシンガポールは中国人の国になったと思うのである。シンガポールは大戦のせいでそれまでの日本人社会は根こそぎにやられたからという見方もあるが、土着定住民ができるというのはそんな歴史のひとこまで左右されるものではなく、だからアメリカに渡った日本人もそうだし、日本へきた韓国人もその悲惨な生活が土台となって現在は日本に定着しているというのが筆者の考えである。

まあこの伝でいけば日本も今は流入外国人で物議をかもしているが、ジャバユキさんはともかく、底辺の肉体労働につきがちな外人労働者はいつかは日本に定着して奈良時代の帰化人のような文化ショックをもたらすかもしれないが、一面わが国の国際的解放度を世界に示す尺度になると思うのである。

アメリカにしてもカナダ、オーストラリアの旧大英帝国連邦にしても、その全歴史は移民の歴史の積重ねであり、最低の生活から出発した経験が基礎になっていることを思うとかれら欧州人の移民に対する考え方は我々日本人のとはだいぶんことなる。そのころの移民の話をスチーヴン・スピルバーグが昨年にマンガ映画で＜アメリカ物語＞として大ヒットさせたが、これはその移民の成功物語がアメリカ人の心の琴線にふれるものがあったからだろう。

一方、農業社会に定着していた我々日本人には移民といえばすぐに悲惨という風にとるがこれは昭和初期の政府推賞の移民がなんとなく都落ち、棄民という感じを与え、加えて石川達三の＜蒼芒＞や＜ブラジルの霜＞の影響があるからかも知れない。

アメリカほど劇的な話ではないが、弁髪のままシンガポールへやってきた中国人移民も、恵まれた一部のものを除いてはほとんどが徒手空拳の文盲であった。たよれるものといえば自分の肉体と、同じ言葉で通じる郷党のつてだけだ。そしてアメリカに移民したシシリー人が固まってマフィアになったように、中国人もその出てきた省の人々が集まって幫をこしらえ自衛したのである。

中国人移民

19世紀末頃は食っていくのがやっとという中国からの苦力と印度からの囚人労働者がシンガポールの人口20万人の大半を占めていたが、それでも南洋一の大都会であり、それ以後も南洋では今に至るまで常に第一の都会でありつづけている。もっとも大都会といってもこの時よりすこし前の明治初



1905年(明38)頃のゲラン地区を走る電車。絵葉書より。

Courtesy of National Archive, Singapore。 Collection of Mr Lim Kheng Chye

期のシンガポールは「付近はまだ草ぼうぼうとして虎も折々出て人をさらいワニは少しも珍しくないといった状態」(羽生操、「椰子、光、サンゴショウ」)だった。それから四五十年たった大正5年頃、発展したといっても街の広さは西のチャイナタウンから東のセランゲン路までであり、オーチャードはまだその名のごとく果樹園、残りはみんな未開地であった。

その頃、ロンドンでは明治元年よりも五年も前の1863年(文久三)に長さ5.6キロの地下鉄が煙もうものの機関車にひかれるものとにかく開通しているし、1889年にはエッフェル塔が建っているが当時のヨーロッパから判断すれば、夏目漱石の「マードック先生の日本の歴史」の中の「明治以前の日本は殆ど欧州の14世紀頃のカルチュアにしか達しなかった国民云々……」の日本ならずとも当地の住民も14世紀なみのカルチュアで、白人にとっては、ほとんど現在の異星人にも等しかったのではないかと思う。

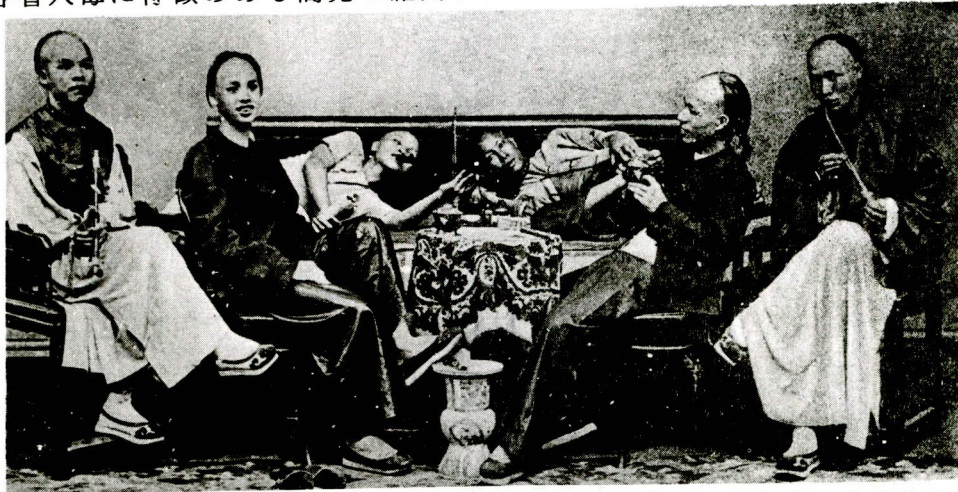
当地への中国人移民は大半が人力車夫、あるいはゴム園、錫鉱山の労働者になって生活したが、中国本土を出発する時点から郷党のつてをたのんで来



1900年頃のCOLLYER QUAY。Courtesy of National Archive, Singapore

星したのでシンガポール、マラヤでも同一地方人同士が集まるようになり、ことばの不便さも大いに手伝って同じ商売にかたよるようになった。

ちょうど日本でも風呂屋さんや月賦屋さんは四国の出身、売薬は富山の人というのと同じようなもので、各省人毎に職業がだいたい分れていた、つまり各省人毎に特徴のある商売の羅列ができあがったのである。



Opium Smoking と説明のついた阿片吸烟の絵葉書、1900年頃。金持ち、貧乏を問わず、阿片は当時の中国人男性を娯しみであり、阿片からあがる税は植民地政府の主なる歳入源となった。1910年には政府管轄となり、1920年半ばまでは歳入のほぼ半分が阿片にかかる税金からのあがりであった。そして第二次大戦が始まるまで政府はその製造を続けたのである。
Courtesy of National Archive, Singapore. Collection of Mr Lim Kheng Chye

出身地の違い言葉が通じないとどのくらい不便であるかは単一民族の日本人にはそれを日常生活の中に置いて考えることは難しい。アイ・ラブ・ユーをそのままマレー語におきかえるとサヤ・スカ・アワとなる。現地の古老から聞いた卑近な例であるが戦争中、日本兵がシンガポールにきても英語を話せるわけでもなく、結局現地人との会話は軍が支給してくれた（馬來語速成読本）で覚えたつたないマライ語と、日本軍に強制的に習わされた、これまたつたない日本語とのやりとりになる。ある時、日本兵がヘマをしたので現地人が「お前 盲か」のつもりで「アワ・ブタ・カ？」（マレー語のカは日本語のカと同じ疑問形）と言ったのを日本兵はブタ＝盲を勘違いして「お前は豚か」ととり、そのためこの現地人はこっぴどく殴られたそう。東京人のバカ・アホと大阪人のあほ・ばかがその意味するところが全く逆になるのと同じように福建人と広東人の間にもこのような誤解がよくあったことと思うのである。

さらに中国の農村では一村全部が同一姓氏という例も多く、同一姓氏のものは歴史をさかのぼれば共通の祖先という考え方もあり、これから李氏同族会というようなグループ、中国語でいう幫をつくり、お互いに助け合うようになった。

だから幫とは同じ幫のメンバーが貧乏していると年末には餅代を支給したりもするし、頭のいい子弟は無料で通学させてくれる相互組織でもある。

幫は地縁、血縁の上にその後職縁、神縁、学縁などが入り交じるようになり、発展して学校、寺、墓地、企業までも経営するようになった。

当然シンガポールに來た者は血縁による郷土幫、それのないものは職業を基盤とする、あるいは地縁による幫に所属するようになった。幫とは一種のギルド制みたいなものでもあり、実質的にギルド的なものと、ほとんどギャング組織に近いものなどいろいろあるが、要するにシンガポール・マラヤへやってきた中国人の生活のための団結組織であった。

当時の移民労働者の賃金はロハに近く、食費と家賃をだせばあとはほとんど何も残らぬその日暮らしであったから気性も荒く、上記のような経過をへて職業なども分割されるとお互いに排他的になり、それで他省人との間でもくいさかいがあった。そして誰もがなんらかの幫に属していたがそのうちのあるものは反社会的な結社、つまりギャング組織になったりした。その例として郷党同士が集まってつくった幫では人力車一つをとってみても広東系の三五会と福建系の太伯公^{トペコン}があったが、彼等しょっちゅう、あちこちでよく械闘（中国特有の武器を手にした喧嘩）をおこし毎年おびただしい死傷者をだしていたのである。

各省人の幫の間で械闘がさかんに起こったのは1850年（嘉永三）から1870年（明治三）頃にかけてのことで日本ではペリーの浦賀来航や新撰組が暴れていた時代であった。因みに横浜の開港は1859年（安政六）だが、1889年の市制時、東京の人口50万、横浜12万、大阪47万、神戸13万人ぐらいたし、職業選択の自由と結婚の自由が認められたのは明治二年（1869年）になってからが始めてである。因みに1876年（明治九）の在日中国人2500人、うち女性300名。

ようだ。世界を股
にかけての植民地
収奪をやり、分割
統治に加えて GUN-
BOAT DIPLOMACY
砲艦外交などの言
葉の輸出元となっ
た英国だからその
駆引きのうまさに
かけては東洋人は
比ではなく、この
ような取扱いかた



今でこそ東欧圏の一部でありパツとしないが、当時、ラッフルズ ホテルを創設したサーキース兄弟やホテル・ヨーロッパのオーナーのようにアルメニア人には裕福なものが多かった。この写真は1917（大正6）年にHill Streetにあるアルメニア教会の前でとったもの。Courtesy of Oral History Dept

はこの前まであった長髪族が公共機関ではいつも最後にしか相手にしてもらえなかったのと軌を一にしているように思われる。

ユーラシアンでもそうであるから、勿論東洋人は間違いなしに入り口で断られた。日本人がえせ白人で一等国民だといっても、これが認められるの



今世紀始め頃のユーラシアン一家
Courtesy of Oral History Dept.

は日露戦争以後だし、仮りにホテルへ入れたとしても前記のユーラシアンよりもいい扱いを受けたことはなかっただろう。日本人が明治・大正に海外に出て行って白人並の扱いを受けたとする本もままあるが、これは日本人が書いた日本国民向けの迎合に類するもので、実質的にはやはりひどい差別待遇であった、と筆者は思うのである。

これは我々現代日本人がアジア蔑視感からアジア人を冷たくあつかうのと同じで一朝一夕に直るものではなく私

見だがこれを改めるには五十年、百年の歳月が要ると思うのである。現在のシンガポールでも白人ばかりがいくレストランなどでは今でも欧米人崇拝が色濃く残っているのが感じられるし、かりに日本人がそこでいい待遇を受けたとしても、それは背景の円の力以外のなにものでもなく、ましてや人種的人格的、容貌的に尊敬されて云々というのは噴飯ものである。

こんな調子で戦後20年ぐらいまでは通常、広東人の店では広東語だけ、福建人の店では福建語しか通じなかったが、今は普通語（マンダリン）が普及しているのでそうゆうことは少なくなったものの、やはり老人が店頭にてくると、その省の方言しか通じない。

現今の英語社会では人種、方言の垣根は急速に取払われつつある。しかしそれでも潮州人のやっている会計事務所の従業員の大半は潮州人だし、海南人のチキンライス屋はウエイトレスからキャッシャーにいたるまでが海南人というようなことは色濃く残っている。大阪の船場の問屋に東京弁しか喋れぬ従業員を入れると職場内がギクシャクするのでそれを避けるのとおなじ心理だ。

こういう各省人の間のわけへだては社会のあちこちにいくらかあったので、以上のような事情もあって世間にその出身地のアイデンティティーを示すために、町中の看板やサインボードには誰が見てもすぐにそれと分るような漢字を使っていることが多かった。

例えば「広珍茶莊」とあれば広東人のやっている茶商だと分るし、乾湿広祥洗染とか広発生果行とあれば広東人のドライクリーニングとか果物やとわかる。広興鐘表は時計屋、「老福源肉発行」なら福建人の乾し肉屋、「潮陽学校」とあれば潮州人の子弟を集めた学校、万裕和薬行とか万生和薬行など薬店に万の字がついていれば客家系、琼楽糕餅園とあれば海南系のケーキ屋という具合だ。阪急百貨店といえは東京にあってもその出身は京阪神だし、西武百貨店は大阪にあっても武蔵の出のようなものだろう。

各省別の性格の違いは今も伝統的には残っている。例えば車に関する商売は福清人および興化人（共に福建省の一部）がほとんど握っているが、こ

れは当時、彼等が他省人よりも遅れて移民してきたので、商売を始めようにもほとんどの分野がによってふさがれており、しかたなく、まだ他省人の手のつけていない職種を探すしかなく、だから新しくてまだ海のものとも山のものとも見当のつかぬ、先行き不安な自動車や自転車、人力車に目をつけたのが始まりとされている。これをかきならべると次のようになる。

福建省系	福建人－貿易、金融、輸送、ゴム、建築
	福清人・興化人－自動車、自転車
	福州人－コーヒー店、木工
広東省系	潮州人－農水産物取扱い、金融、食品
	広東人－洋服屋、時計屋などの小売業、レストラン、キャバレーなど の夜の世界の仕事場の言葉はすべて広東語が支配。
	海南人－洋食、コーヒー店、サービス業
	客家人－質屋、漢方薬、靴、貴金属

住んでいる地方もそれぞれ得手不得手があり、この近辺では

タイ国－潮州人	サンダカン－広東人
ペナン－福建人	インドシナ－潮州人
イポー－客家人	フィリッピン－福建人
K／L－広東人	ブルナイ－福建人
クチン－客家人	

という風に主力勢力は各地によりまちまちである。

例えばオーストラリアへの移民もシンガポールからはパースなどが多く、香港の広東人はシドニーが多い。

因みにこちらのひとは移民という時にMIGRATION というがこれは渡り鳥などに使う言葉でもあるように大陸の中の移動によく使われる単語でもあり日本のように島国であるばかりに移民というと水さかずきというのとは少しニュアンスが違うように思われるのである。誤解を恐れずに拡大解釈するとこの単語は日本の季節労働者にも使われているようなニュアンスもあり、だから当地の人はいとも簡単に他国へ移民する。

我々外人にとっては、このように各省人が伯仲しているということは、い

いこともあるしそうでないこともある。例えば日本人が駐在で香港へ行くと、一年もしないうちに広東語は話せるようになるが英語は上達しない。

一方、シンガポールに駐在すると、英語は上達しやすいが中国語の普通語にしろ、広東語、福建語にしろ、仲々というよりもほとんど習得できない。

これは例えば、シンガポールでは普通話を習いはじめて中国人にそれを話しかけても相手が普通話を知らなければ返事がかえってこない。この繰返しを何度もやっていると普通話を無理して習得するのがばからしくなるし、あるいは相手がこちらのつたない普通話をじゃまくさがつて、結局、共通語である英語か昔ならばマレー語になってしまうのがオチである。

経営研究委員会報告

15年ぶりの2ケタ成長を達成する中で、労働力不足がさらに顕在化いたしました。一方、政府は外国人労働者の比率をさらに厳しくするなど、企業経営者にかなり深刻な問題をなげかけております。

経営研究委員会において、大使館の佐渡一等書記官より“労働力調査結果”をご発表頂きました。現地の雇用状況についてわかり易く解説して頂きましたので、ご紹介させていただきます。

1988年労働力調査結果

日本大使館
一等書記官 佐渡 賢一

1. 1988年の雇用情勢

(1) 労働力・就業

1988年6月の雇用情勢は、前年に比べ、この間の順調な経済の回復を受け、顕著な回復を示した。労働力人口は128万1千人で、前年(125万2千人)に比べ2.4%の大幅増加、更に就業者は、123万8千人と前年(119万3千人)比3.8%の大幅増を示した。

労働力率は男女計では62.9%と対前年差0.2ポイントの上昇となったが、特に女子の労働力進出が目立っており、男子(1988年78.5%)が前年差0.1ポイントの小幅ながら低下したのに対し、女子(同47.8%)は前年差0.8ポイントの大幅上昇となった。(この男子の低下・女子の上昇は前年も見られた傾向である。)

(2) 就業者

就業者を産業別にみると、製造業が前年比10.6%の昨年に引き続いての

大幅な増加を示し、産業計の就業者前年比増加幅4万6千人のうち3万4千人を占めるに至ったのをはじめとして、建設業（9.0%減）、運輸・通信（0.6%減）を除く全ての産業で就業者が増加している。職業別では、サービス（17.9%増）、専門的・管理・経営（11.4%増）、生産（2.1%増）とほとんどの職種で増加している。

(3)失業

1987年6月現在での失業率は3.3%で、前年の4.7%を更に1.4ポイント下回った。失業者数は4万3千人で、前年の5万9千人を1万6千人下回っている。その深刻度についても、失業理由で「解雇・事業主都合」が大きく減少し、失業期間も短縮するなど、軽減の傾向が引き続いた。なお、1986年に上昇した中高年齢者比率は40歳以上比率で見て、（1985年16.5%、1986年21.3%、1987年21.4%のあと）1988年は22.5%とほぼ同水準となった。政府の高年齢労働者対策（定年延長等）重視を一応裏付ける結果となっている。

(4)労働移動

この調査では、「調査時点までの1年間に（初めて）労働市場に参入した者」、「調査時点までの1年間に離職し、現在非労働力人口に属する者」を調べており、これにより、労働移動の実態をある程度把握できる。その特徴以下のとおり。

(イ)1987年調査における新規入労働者（定義は前述のとおり）は7万2千人で、前年の5万8千人を大幅に上回った。特に女子は著しい増加が傾向は本年も引き続いた。（1986年2万6千人、1987年3万2千人、本1988年4万3千人）。産業別では製造業への入職の増加は、前年比1万2千人増と、全産業の前年比増加分1万3千のほとんどを説明しており、その割合も前年の34%から46%へと大きく上昇している。

なお、女子の新規参入労働者の5.5%がパートタイム労働者である。

(ロ)離職者（定義は前述のとおり）は、2万7千人で、前年と同数であった。前回も指摘したとおり、離職者の特徴は男女間で異なっており、男子が引退（Retirement）を理由とするものが53%を占め、年齢別では52%が55歳以上であるのに対して、女子では家事・結婚等を理由とするものが57%で、30歳未満が42%を占めている。

(5)賃金

2年にわたる賃金抑制が解除されたあとの賃金の状況が注目されるところであるが、本調査では、月収別の分布を調査しており、その中間値（メディアン）をみることで、およその賃金の動きを類推することができる。1988年調査の賃金中間値（月当たり）は、全就業者（家族従業者を除く）で721ドル、雇用者で693ドル、前年比でそれぞれ4.9%、4.5%の増加であった。

2. 長期的な変化等

(1)長期的な変化

本報告解説部分では、しばしば1980年と1988年を比較して長期的な変化の把握が試みられているが、報告に即してそのコメントを列挙すると、以下のとおり。

(i)女子の労働力への進出

さきに述べたとおり、女子労働力上昇は最近目立つが、これを長期的に見ると、1980年44.3%であったこの比率は、1988年には47.8%に上昇している。しかし人種間の傾向には差があり、まずインド系、次いで中国系で上昇が著しい反面、マレー系では特に若年層の引退傾向が強いため、むしろ1980年、1988年は低下している。

既婚・未婚の別では、既婚女子の進出が目立ち、1980年28.1%に対し、1988年は37.2%と、この間大幅に上昇している。

(ii)男子労働力

男子労働力率は逆に低下傾向にある（1980年80.9%から、1988年78.5%）が、報告ではその原因として若年層の就学期間の長期化とともに、高齢期における早期引退傾向も指摘されている。

(iii)労働力の高齢化・高学歴化

年令構成の高齢化（30才以上層比率で1980年47%に対し、1988年は59%）、年齢の中間値（メディアン）の上昇（1980年29.1歳から、1988年は32.6歳）等により労働力が高齢化していることが示されている。

(iv)職業構成

生産労働者はなお最も大きなシェアを占めているものの、そのシェ

アは低下傾向にあり、他方専門・管理・経営職種の割合が長期的には上昇している旨指摘されている。

(2)パートタイム及び「潜在的」パートタイム労働者

本報告ではパートタイム労働者に着目し、パートタイム労働者及び「潜在的」パートタイム労働者（非労働力女子のうち12か月以内にパートタイム労働に着くことを希望しているもの）につき特別調査を行ない、以下のとおりその結果を紹介している。（略）

(3)外国人労働者

最近「シンガポール」政府の外国人労働規制策が強化され、企業側を中心に大きな問題となっているところ、本調査における就業者のシンガポリアン・それ以外の別による数値によると、特に1987～88年間に於いて非シンガポリアン女子の増加が著しいことが伺える。

（別表）

（別表）就業者数の推移

	1986年	1987年	(増加)	1988年	(増加)
計	1149022	1192919	(43897)	1238463	(45544)
男	718966	739217	(20251)	756987	(17770)
女	430056	453702	(23646)	481476	(27774)
シンガポリアン	1053830	1090895	(37064)	1116016	(25121)
男	664463	683256	(18793)	696743	(13487)
女	389367	407639	(18272)	419274	(11635)
非シンガポリアン	95192	102024	(6833)	122447	(20423)
男	54503	55961	(1458)	60245	(4284)
女	40689	46063	(5374)	62202	(16139)

シンガポールをあとにするをあたって

商工発展有限公司

森本 高行

1985年2月に当地に着任し、4年2ヶ月を経て、東京へ帰任することとなりました。ご記憶の方もいらっしゃると思いますが、私の前任者一田辺憲男氏一が1985年1月1日にマレーシア東海岸のデサル・ビーチにて海難事故にあい、その後をうけての赴任でしたのでその直後は知る人もなく、まさに困惑することばかりで仕事も私生活も途方にもくれることが再三ありました。

こんな私の心の支えとなったのが初めてお会いした当地の方々の暖かい心・励ましの言葉でした。日本人社員は私一人という当社の環境にあって、当地の皆さんの本当に親身で暖かい気持は深く私の心にしみ、いつの日にか、少しでも当地の皆様のお役に立つことができればと念じ続けておりました。

若輩の身でありながら、日本人会の総務、墓地管理の仕事を二年間もお手伝させていただいたのはこのような気持が心の中にあったからでしょうが、この仕事を通じて当地のさらに多くの人々と知りあえたことは、私のシンガポール生活をより価値あるものに高めてくれるものをでした。自分の全く知らなかった分野の方々との交流は改めて世間の大きさを再認識させてくれるものです。

限れた期間の駐在員生活をより豊かなものとするために、いわゆる会社人間とならず、積極的に自分の知らない社会に出て、色々な職業の、色々な立場の人々の生の声を聞くことが大切なことだと思います。

皆様のシンガポール生活が、より実りの多いものとなりますように心よりお祈り申し上げます。

会員紹介

* KORAKUEN STADIUM COMPANY LTD

Singapore Representative Office

((株) 後樂園スタジアム シンガポール駐在員事務所)

所在地 : 1 Raffles Place #57-02, OUB Centre, Singapore 0104

電話番号 : 5334800, Fax: 5334324

設立 : 1988年11月(登記)、1988年12月(操業)

形態 : 駐在事務所

代表 : 土屋 誠次(所長)

Mr S Tsuchiya (Chief Representative)

従業員数 : 3名、日本からの派遣社員2名

事務内容 : レジャー産業、エンターテインメント(遊園地、ボーリング、アイス・スケート等)などのシンガポールでのこれからの可能性を調査、研究する。

(会社の特色)

駐在員事務所であるので先程のべた調査・研究に限られるが、将来のシンガポールでのレジャー産業の発展を見てゆきたい。

*THE MEJISEIMEI INVESTMENT SINGAPORE PTE LTD

(シンガポール明治生命投資株式会社)



所在地 : 6 Battery Road #10-03, Standard Chartered Bank Building, Singapore 0104

電話番号 : 2231388, Tlx: RS 26461, Fax: 2222578

設立 : 1989年3月(登記)、1989年4月(操業)

形態 : 子会社

代表 : 佐藤 克彦(社長)

Mr K Sato (Managing Director)

従業員数 : 4名日本からの派遣社員2名

事業内容 : a. 資本金運用業務

b. 投資顧問業務

c. 東南アジアにおける投融資調査等

(会社の特色)

安定した収益を確保すると同時に機動的、強力的な投資活動を行い、
運用収益の極大化を図りたい。

理事会の動き

第238回 1989年5月9日（火） 午後12時30分

議事に先立ち、市川理事（富士銀行）並びに佐渡理事（伊藤忠商事）からそれぞれで着任の挨拶があった。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 1988年度事業報告（案）について

理事会に先立って開催された運営担当理事会において指摘のあった資料1・1988年のシンガポール経済のうち、雇用・賃金・生産性の項目の中でシンガポール政府発表の経済報告書の中では、月額賃金は5.1%（1988年8月）上昇したという箇所があるが、その後の実態とは乖離しており、反対に無用の誤解を生む可能性もある点を考慮し、文章を補足することになった。

事務局より、昨年11月工業部会員を対象に実施した賃上げ状況結果を折込んで、より実態に即した表現に変えるよう加筆することを提案し、了承を得た。

なお、JCCIの上記調査によればほぼ過半数に近い企業が2ケタの賃上げを実施したとの結果が出ている。

(2) 1988年度年次総会次第（案）について

事務局より、下記の通り説明を行い、承認された。

日時：1988年6月23日（金） 午後6時～

場所：ホテル・ニューオータニ

6F フェニックス・ボール・ルーム

議件：1. 総会成立の報告

2 議長選任の報告（定款 2 3 条により現会頭が議長）

3 開会宣言

4 現会頭挨拶

5 1988 年度事業報告

6 1988 年度会計報告及び 1989 年度収支予算（案）

7 内部オーディターより報告

8 AUDITOR 及び AUDITOR FEE

9 理事選挙結果

《総会を一時休憩。その間、別室にて理事会を開催し、正副会頭並びに推薦理事の選任》

10 正副会頭の選任

11 新会頭挨拶並びに推薦理事の発表

12 その他

ご来賓ご挨拶（依頼先・予定）

在シンガポール日本大使館	特命全権大使	山口 達男 氏
シンガポール商工会議所連合会	会 長	林 蔭華 氏
（中 華 総 商 会	会 長）	

総会終了後、引続きパーティーを予定

閉 会

(3) AUDITOR の選任と AUDITOR FEE について

事務局より JCCI のオーディターとして引続き TEO ENG TIAN & CO. にお願いし、AUDITOR FEE を現在の 900 ドル／年間から 100 ドル引上げ、年間 1,000 ドルにしてはどうかとの提案をした結果、原案通り承認された。

なお、テオ公認会計事務所の所在地は下記の通り。

101A UPPER CROSS STREET #12-13
PEOPLE'S PARK CENTRE
SINGAPORE 0105

3. 報告事項

(1)訪アセアン経団連ミッション受入れ委員報告

当該ミッションの受入れ委員会・委員長佐渡（伊藤忠商事）氏の報告のあと、特別に伊藤忠商事から米田氏ご出席願ひ、本件ミッションの現在までに分かっている参加者及び日程について報告頂いた。

団の構成は、斎藤英四郎・経団連会長（新日本製鉄・名誉会長）を団長とし、経団連副会長6名、その他団員9名からなる16名。さらに随員、専門家、事務局、通訳、同行記者等を併せると総勢48名となる。

（訪アセアン経団連ミッション日程）

5月15日（月）

13:30 成田発（JL-719）

19:15 シンガポール着

20:00（頃） 三宅大使からシンガポール情勢のブリーフィング
（於：大使公邸）

5月16日（火）

10:30 ゴー・チョク・トン第一副首相 兼 国防相表敬

11:30 リチャード・フー大蔵大臣表敬

12:15 トニー・タン商工大臣臨時代行表敬

12:45 トニー・タン商工大臣臨時代行主催 昼食会

15:00 リー・クアン・ユー 首相表敬

17:30 記者会見

18:30 シンガポール商工会議所連合会主催 レセプション

5月17日（水）

11:00 シンガポール発（SQ-072） マニラへ

(2)部会・委員会等開催報告

☆部 会

4月18日（火） 建設部会

28日（金） 観光・流通・サービス部会

（理事・正副部会長及び幹事打合せ）

(理事・正副部会長及び幹事打合せ)

4 日 (木) 貿易部会 (正副部会長打合せ)

☆委員会

4 月 20 日 (木) 経営研究委員会

21 日 (金) 第 1 回選挙管理委員会

5 月 5 日 (金) 広報委員会

9 日 (火) 運営担当理事会

☆懇談会等

4 月 17 日 (月) 訪アセアン経団連ミッション受入れ委員会
第 1 回打合せ

17 日 (月) 埼玉県商工会議所・婦人部連合会 10 周年
記念ミッションとの懇談

17 日 (月) MRS. K. HUANG・GENERAL MANAGER, MARKETING, SINGAPORE LAND LTD との懇談

19 日 (水) 井口・日本経済新聞社編集局整理部・次長
との懇談

22 日 (土) 柴田・日本経営者団体連盟国際部課長
との夕食懇談会

5 月 3 日 (水) 竹下総理大臣ご夫妻並びにアセアンご訪問
団ご一行との在留邦人懇談レセプション

3 日 (水) 総理同行アセアンご訪問国会議員諸先生方
との夕食懇談会

4. 入・退会

(1)入会 (2 社)

○ SELEX SINGAPORE PTE. LTD.

○ SHIMADZU CORPORATION

(2)退会 (1 社)

○ SHIBASOKU CO., LTD.

(3) 1989 年 5 月 9 日現在の会員数: 518 社 (前月比 1 社増)

5. 会計報告

1989 年 3・4 月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を
理事会出席者全員に配布した。

4月の主な経済記事

- 4月10日 • 地元企業の海外投資を奨励する経済拡大奨励法修正案（所得税控除）が7日国会を通過した。

マー・ボータン国務相（運輸通信情報／通産部門担当）によると、同修正法の下、地元企業の海外投資に対して一連の税制優遇措置が適用される。例えば海外技術の導入、海外市場の拡大、およびシンガポールにおける技術的経済的成果を海外に売り込むための投資額（いずれも事前に当局の承認を得たもの）が当該企業の課税所得から控除される。同スキームの下、地元企業は、海外投資が認可された日から8年間以内に株の売却又は転売により生じた損失を課税所得から控除することもできる。

- 19日 • 今年、シンガポールの建設部門の営業額は40億Sドルに達するという建設業開発局（CIDB）の楽観的な見通しとは反対に、当地の請負業者達は今年の業況に悲観的な見通しを抱いている。

請負業者の多くは、建材の値上がりと労働者不足で、業況改善の可能性が薄れたばかりでなく、今年は多数の建設会社が倒産するものとみている。

ここ数カ月間、当地の請負業者は建材価格と賃金の上昇に、二重の痛手を受けている。シンガポール請負業者協会（SCAL）の調査によると、公共・民間両部門の91件のプロジェクトが、これらの値上がりに影響を受けている。特に最近、最も値上がりしているセメントと鉄鋼を多量に使用するプロジェクトへの影響は大きい。

トン当たり64Sドルだったセメントは、1月に92Sドルに、その後107Sドルに値上がりした。そして現在、袋入りセメントの価格はトン当たり117Sドルにまで上昇している。

また、鉄鋼も昨年すでに2度値上がりしたが、今後、さらに上昇すると予想されている。レンガも去年は1個当たり約19セントだったが、現在では29セントにまで上がっている。

こうした建材価格の上昇に加えて、今年1月に200ドルから220ドルに引き上げられた外人労働者税が、7月にはさらに250ドルにまで引き上げられるため、請負業者の労働コストは最終的に4.5%上昇することになる。

建設業界の労働者不足は、政府が不法就労者に対する規制を強化した今年初め頃から深刻化した。政府は入国管理法を修正し、滞在期限を90日以上超えて滞在した外国人は、厳しく処分すると発表、これに伴い多くのタイその他の労働者が本国に送還されたため、建設部門はこれまでにない労働者不足に悩まされることになった。

SCALの役員は、問題の深刻さを重視し、政府に対し労働ビザ規制の緩和を求めた。現在、100万ドル以上の大型プロジェクトに携わる外人労働者にのみ、労働ビザを申請する資格が与えられているが、政府はSCALの要請を受け入れ、労働ビザ発行手続きの迅速化と、地元労働者と外人労働者の1対1の雇用比率を緩めることに同意した。また、現在本国に送還された1万人のタイ不法就労者の穴を埋め合わせるための対策が、シンガポール・タイ両国の指導者の間で話し合われている。

一方、建材の値上がりに関しては、数年前、公共部門の建設契約から取り除かれた価格変動に対する保護項目を復活することが検討されている。この項目は、予期せぬ建材価格の上昇の負担分を請負業者が開発業者に委ねることを認めたものである。現在、地下鉄公社(MRTC)、公益事業局(PUB)、都市再開発局(URA)、国防省(MINDEF)などの政府機

関によって発注される建設プロジェクトには、この保護条項が適用されていない。

- 25 日 ● 労働省がこのほど発表した「88年国民労働白書」によると、昨年のシンガポール労働者の平均月収は1295 Sドルに達した。

シンガポリアンの労働時間は、平均週45.6時間、失業率は3.3%（4万2925人）、全労働人口123万8463人のうち半数が中卒以上の学歴を持っている。

15歳以上の国民の就労状況はサラリーマン51.6%、資本家3%、自営業4.8%、無報酬の家内労働者1.1%、専業主婦18.8%、全日制学生9.5%、定年退職者4%となっている。

金額別に見た月収の分布状況は男性では1000 Sドル以下が62%、1000～1500 Sドル未満18%、1500～2000 Sドル未満6%、2000～3000 Sドル未満6%、3000 Sドル以上8%で、女性では1000 Sドル以下が78%、3000 Sドル以上2%と、男女いずれも1000 Sドル以下が過半数を占めると同時に、男女間の格差が大きいことがわかる。

平均月収の1295 Sドルは、基本給に残業、シフト手当、歩合給、食費・住宅費手当等を加算したもので、賞与、中央積立基金（CPF）の雇用主負担分等は含まれていない。

業種別の平均月収を見ると、製造業1095 Sドル、建設業1378 Sドル、販売業1124 Sドル、運輸・通信業1422 Sドル、金融・保険・不動産及びサービス業1551 Sドル、コミュニティ活動・社会福祉事業1551 Sドルとなっている。また職務の内容別に見ると、専門・管理職が2421 Sドル、事務・販売・サービス員が917 Sドル、ブルーワーカー866 Sドル等となっている。

ちなみに求職者の職探し方法では「求人広告を見て」が49%、「縁故を通じて」が34%、「企業との直接交渉」が9%、「職業安定所を介して」が4%などとなっている。また、昨年労働裁判所が扱った工業関係の労働紛争は計50件と、72年以来の最低を記録した。

- 24日 ● 労働力不足とSドルの強化がすでにシンガポールの輸出業務に打撃を与えていることから、今年の経済成長の大幅な減速が予想されている。

当地銀行界筋によると、今年のGNP（国民総生産）成長率は昨年の11%を下回る6～7%のレベルに留まるものと予想される。リチャード・フー蔵相も先月、シンガポール経済が長期的に10%以上の成長率を維持することは不可能であると指摘しているが、シンガポール当局が発表した最新の統計によると、今年1月の輸出額は昨年同期に比べ6.8%増加したものの、2月には逆に昨年同期に比べ4.4%減少した。ともあれ、米国の投資会社メリル・リンチは、今年通年の輸出額を昨年比12%増の885億3000万Sドルと予測しているが、昨年の31%の成長には遠く及ばない。なお、当地の輸出収入の約33%を占める対米輸出は、Sドルの強化に伴い減少することが見込まれている。

Sドルの対USドル相場に関して、メリル・リンチは、今年末にかけて1USドル=1.87/1.90Sドルのレベルにまで上昇するものと予想している。シンガポール国立大学（NUS）の経済学者ウィリアム・リーバー氏は、Sドルがあるレベル以上に強化した際には、シンガポール金融管理局（MAS）が市場に介入する可能性を指摘している。

当地では約8万人の労働者が不足しており、シンガポール政府が実施した外国人労働者税の引き上げ等の措置も、シンガポール経済の成長減速の要因になるものと予想されている。

しかしある銀行家は、経済成長の鈍化が労働者不足を緩和させ、昨年8%上昇した労働コストの圧力も解消する可能性があると予想している。

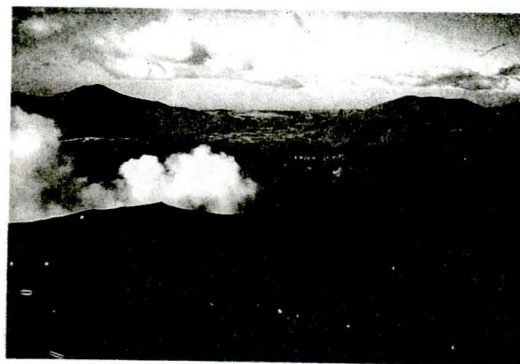
- 24日 • シンガポール政府は21日、当初日本企業グループとの対等出資で設立されたシンガポール・ペトロケミカル・コンプレックス（SPC）の30%の持株をシエルに売却する契約に調印した。

シンガポール政府を代表して、同契約に調印したリー・エクティエン大蔵省事務次官は調印後の記者会見で、同契約はシンガポール政府が民営化政策を導入して以来最大の政府持株の売却であると述べるとともに、同取引によりシンガポール政府は、まったく損失を受けないばかりか、満足し得る利益を上げることができたと言った。政府持株の売却価格は公表されていないが、日本方面の消息によれば、成約額は4億〜5億Sドルの間とされている。またシエル・グループのディク・バン・ヒルテン会長は当初、同買収計画のコストを6億Sドルと見積っていた。

シンガポール政府が、その投資会社タマセクおよびシンガポール開発銀行（DBS）を通じて保有していたSPCの50%の持株のうち、今回売却されたのはペトロケミカル・コーポレーション・オブ・シンガポール（PCS：資本金6億8670万Sドル）と、ザ・ポリエチレン・カンパニー（PC：資本金1億918万Sドル）の各30%株式およびエチレン・グリコールズ・シンガポール（EGS：資本金1億8657万Sドル）の50%株式である。これにより、前2者の政府持株は50%から20%に縮小、後者ではシエル持株が20%から75%に拡大した。ちなみに政府は、昨年12月31日にはフィリップス・ペトロリアム・シンガポール・ケミカルの30%持株をフィリップスと住友に売却している。

リー大蔵省次官は、その談話の中で、シンガポール政府が今後も民営化政策を継続して行く方針を確認するとともに、その際、持株の売却価格は、決して唯一の考慮事項ではなく、政府は買い手側の経営能力や市場の株式吸収能力等も配慮しなければならないと指摘した。

一方、シエルのヒルテン会長は、今回のSPC株買収で、シエルのシンガポールにおける資産規模は3倍に拡大したとするとともに、今後、東南アジアの業務をさらに積極的に拡大して行くと述べた。また、今回のSPCへの資本参加で住友および三菱との新たなパートナーシップが形成されたと指摘した。また、SPCの重役会への参加に関しては、「SPC傘下の各石化企業に、少なくとも1人の重役を送り込む方針だが、この点は日本側パートナーとの話し合いを必要とする。しかし、同問題も向こう5カ月以内に解決するだろう」との見通しを語った。



廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (9th May 1989)

* SHIMADZU CORPORATION
SINGAPORE REPRESENTATIVE OFFICE
Mr K Maeda (General Manager)
1-2 Magazine Road #02-19
Central Building
Singapore 0105
Tel: 5353342
Tlx: RS 24200 TMSR
Fax: 5353455

* SELEX SINGAPORE PTE LTD
Mr F Kobayashi (Managing Director)
Blk 1200
Depot Road #07-22/27
Singapore 0410
Tel: 2719900
Tlx: RS 51299
Fax: 2701976

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

* HITACHI ASIA PTE LTD
78 Shenton Way #11-01
Singapore 0207
Tel: 2216131/2214990
Tlx: RS 35534 HASS
Fax: 2254225

* COSMO OIL SINGAPORE PTE LTD
16 Raffles Quay #33-03
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2242266
Tlx: RS 20775 CSOIL
Fax: 2250223

* KANEMATSU-GOSHO LTD
16 Raffles Quay #19-01
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2206655
Tlx RS 21276
Fax: 2244582

* ASIA MATSUSHITA ELECTRIC (S) PTE LTD
8 Shenton Way # 16-01
Treasury Building
Singapore 0106
Tel: 2250444
Tlx: RS 23357 METOS
Fax: 2242304

* MITSUI CONSTRUCTION CO LTD
20 Mccallum Street # 07-01
Asia Chamber
Singapore 0106

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

* HITACHI ASIA PTE LTD
From Hitachi Southeast Asia Pte Ltd
To Hitachi Asia Pte Ltd

* ASIA MATSUSHITA ELECTRIC (S) PTE LTD
From Matsushita Electric Trading (S) Pte Ltd
To Asia Matsushita Electric (S) Pte Ltd

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* PENTA OCEAN CONSTRUCTION CO LTD
From Mr Tetsumura to Mr H Kato

* MSP STEEL WORKS LTD
From Mr O Tanaka to Mr H Yamaguchi

* THE DOWA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr T Sasahara to Mr Y Kunimatsu

* THE FUJI FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr K Urabe to Mr T Sato

* THE YASUDA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr M Ugai to Mr T Akamine

* EPSON PACIFIC (S) PTE LTD
From Mr K Shimodaira to Mr N Hayashi

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法	-----	S\$15
民法	-----	S\$ 5
刑法（暫定規定法）	-----	S\$10
公益事業法	-----	S\$10
貿易開発委員会	----- (会 員) -----	S\$ 5
	----- (非会員) -----	S\$ 8

投資関係

法律15号（経流拡大奨励法改正法）1979年	-----	S\$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法〈改訂版・原文付〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$35
経済拡大奨励（所得税免除）法1987年改正法	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$20
法律（改正）時報第21号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）	-----	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正（1973年）	-----	S\$ 5
法律第13号共和国所得税法改正（1977年）	-----	S\$ 5
法律第17号共和国所得税法改正（1980年）	-----	S\$ 5
法律第20号共和国所得税（改正）令	-----	S\$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約	-----	S\$ 5
シンガポールの租税	-----	S\$20
所得税法〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
所得税法・1985年改正法	-----	S\$ 5
所得税法1986年・1988年改正法	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$25
シンガポールとの租税（所得）条約〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$20
	----- (非会員) -----	S\$30
関税法（第133 編）関税令〈1985年版〉	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

会社法

法律第1号（共和国会社法改正）1970年	-----	S\$ 5
法律第4号（共和国会社法改正）1974年	-----	S\$ 5
法律19号1980年中央厚生年金法告示（付表の入替）	-----	S\$ 5
法律16号（会社の買収及び合併に関する）	-----	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	----- (会 員) -----	S\$60
	----- (非会員) -----	S\$70
会社法・1984年改正	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
シンガポール共和国憲法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
憲法改正法（1984, 1985年）	-----	S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
事業登記法（1973年法律第36号）	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20
買収および合併に関する基準	-----	S\$20

為替管理・関税

法律時報第6号	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$20

業種別規則

法律第18号工場法改正法(1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許(実施権)法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
	(非会員) S\$ 3
ホテル法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

労働関係

労働組合法(1977年)	S\$10
法律第3号(共和国労働雇用法改正)1970年	S\$ 5
法律(改正)時報(第25号)1981年中央厚生年金法(付録入替)告示	S\$ 5
法律(改正)時報(第26号)1981年雇用(年間賃金勧告)告示	S\$ 5
法律(改正)時報第22号(雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律(改正)時報第23号(中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法(1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律(改正)時報第24号(中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律(改正)時報第27号(中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法(改訂版)	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30
中央厚生年金法(改訂版)	S\$ 5
労働三法(雇用法・組合法・関係法)	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿(1987/1988年)	(会 員) S\$15
	(非会員) S\$30
月報(各月号)	S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員) S\$25
	(非会員) S\$50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30

編集後記

5月は日本のゴールデンウィークを利用してシンガポールを訪れた日本人観光客がオーチャード・ロードに溢れ、同じ頃、竹下首相もアセアン歴訪と称しシンガポールを訪問されました。

一方中国の北京では学生達による民主化を求めるハンストを発端に、人民解放軍による戒厳令と民主化の嵐が吹いています。そして民主化を支援するホンコン市民のデモが報道されています。シンガポールの中国人がどんな対応をするのか興味を引きます。

今月号は日本国公認会計士の高山氏に「消費税のポイント」第2回目の解説を頂き、ジェトロ・シンガポールの末田氏に「88年日系製造業調査より」を、今中氏に「中国人進出よもやま」を頂きました。

今回第1回目の「シンガポールをあとにするをあたって」を商工発展有限公司の森本氏に執筆頂きました。今後「シンガポールの思い出」、「シンガポールを後にするにあたって」と題し、会員のみなさまより広募させて頂きたいと思います。

御多忙中にも拘らず、執筆いただきました皆様方に厚く御礼申し上げます。

今月号の担当は門伝（サンケイ・シンガポール）、瀬下（三菱倉庫）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

M. C. I. (P) No. 76 / 4 / 89

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

10 SHENTON WAY #12-04/05/06 (12th Storey) MAS BUILDING SINGAPORE 0207

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO., (S) PTE., LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831